



保育所等訪問支援のご利用の流れ



1. お電話でのご相談・本事業検討のご希望

保護者様よりご連絡をいただき、お子さまの様子やお悩みをお伺いします。

■園生活は安心して過ごせており、発達面のご心配が主な場合は、児童発達支援（当センターの小集団療育）検討の流れをご案内することがあります。

■小集団療育をご利用中のお子さまについては、電話や訪問、保護者を介した情報共有、園側からの訪問などを通じて、園との連携を図っています。

※園訪問では、園生活の様子を確認し、現在の力や課題を把握したうえで、療育における支援目標や支援内容に反映させることを目的としています。

2. 同意事項の確認と面談のご予約

『保育所等訪問支援事業利用の検討申込書』（以下『申込書』）に基づき、支援内容および同意事項にご同意いただけましたら、面談の日程を調整いたします。

3. 面談・発達(知能)検査の実施

お子さまと一緒に来所いただきます。
申込書（保護者記入欄）への記載・お子さまの状況把握のための聞き取り・発達検査を実施します。

4. 保護者様から園へのご連絡と同意確認

保護者様より園に、本事業の利用検討の旨をお伝えいただき、了承が得られ、申込書（園記入欄）への記載が整いましたら、訪問支援担当までご連絡ください。

5. 訪問支援担当から園へのご連絡・訪問日

訪問支援員より園へご連絡し、本事業についてお話をさせていただきます。併せて園訪問の日程を調整し、決定次第、保護者様にもお伝えします。

6. 園訪問にて観察と聞き取り

訪問支援員が園に伺い、お子さまの様子を観察し、園の先生方への聞き取りを行います。

7. 所内にて方針の検討

支援の必要性や方針（訪問支援／小集団療育／経過観察／助言終了）を検討します。

8. 方針説明の面談の日程調整

保護者様へお電話にてご連絡し、面談日程を調整します。面談当日は、記入済の申込書をご持参ください。

9. 面談・保護者様への方針説明

保護者様に来所いただき、発達検査・園訪問からの方針についてご説明をします。本事業の対象となった保護者様のご希望やお悩みについてお伺いします。

10. 園への方針説明

園にお電話にて、本事業の対象となった旨をお伝えし、園側のご希望やお悩みについてお伺いします。

11. 『福祉サービス等受給者証』の手続き

区役所の障害者福祉課の窓口にて、受給者証の申請

12. 支援開始に向けた面談の日程調整

受給者証が交付されましたら、支援開始に向けた面談の日程調整をします。

13. 面談・利用契約と支援方針説明

保護者様に来所いただき、利用契約を結びます。
個別支援計画書をもとに、支援方針をご説明します。

14. 保育所等訪問支援開始

訪問支援員が園に訪問し、お子さまの様子を観察・支援します。園の先生と支援内容について話し合い、保護者様には報告書をお渡しします。個別支援計画書や報告書は園にも都度、共有します。

15. 継続的な支援と定期的な支援見直し

お子さまの成長や状況の変化に応じて、支援の内容や訪問頻度などを定期的に見直し、必要な支援を検討してまいります。

本事業をご利用いただく保護者様へのお願い

- 訪問支援員からの連絡がスムーズになりますので、たんぽぽセンターの保育所等訪問支援の専用窓口（03-3802-4328）をご登録ください。
- 支援当日、お子さまが体調不良などで登園できない場合は、支援員にもご連絡ください。
- 他の事業所で保育所等訪問支援の利用を開始された場合や転園された場合は、当センターの訪問支援は終了となりますので、お知らせください。
- 受給者証が届いた際や更新・変更時には、確認のため必ずご持参ください。

保育所等訪問支援事業 利用の検討申込書

本申込は、お子さんへの支援の必要性や内容を検討するためのものです。

申込後は、たんぽぽセンターにて必要な支援内容を検討し、お子さんにとって適切と考えられる支援方法をご提案いたします。その結果、保育所等訪問支援以外をご提案する場合があります。

以下の内容をご確認いただき、ご理解・ご同意のうえでお申込みください。

<保護者記入欄>

【1】申込者情報

保護者氏名	
児童氏名	
児童生年月日	年 月 日 (歳 ヶ月)

【2】利用希望理由（本事業を希望する理由をご記入ください）

【3】内容確認と同意事項（すべてにチェック☑が必要です）

☐	本事業の内容と利用の流れについて、確認しました。
☐	申込後は、発達・知能検査および在籍園への訪問を行うことに同意します。
☐	所内での検討により、支援方針(訪問支援／小集団療育／経過観察／助言終了等)を総合的に判断します。
☐	小集団療育の対象と判断された方および提案をご辞退された方は、本事業はご利用いただけません。
☐	他の事業所で訪問支援を利用中の方は、本事業はご利用いただけません。
☐	在籍園が区外の場合、もしくは、お子さまが2歳児クラス以下の場合、本事業はご利用いただけません。
☐	本事業の対象と判断された場合でも、提供枠に空きがない時には待機となります。
☐	本事業の対象となった際には、支援をご利用いただくために、区役所での受給者証申請が必要になります。
☐	上記すべての項目を確認・了承し、本事業の利用検討申込みを行います。

在籍園に本事業の利用をご希望の旨をお伝えいただき、了承が得られましたら、下記記入欄へのご記入を依頼いたしますようお願いいたします。

<在籍園記入欄>

【4】同意事項（以下すべてにご確認・同意いただけましたら、チェックの上ご署名ください）

☐	上記児童の保育所等訪問支援事業の利用検討申込について了承します。
☐	検討に際しての園訪問の実施について了承します。
☐	保育所等訪問支援事業の対象となった場合、本事業の受け入れについて了承します。

【5】在籍園ご署名欄

園名	
園長名	